

# 屋外広告物 設置する その前に

屋外広告物を取付ける前には、許可申請をし、許可を取る必要があります。  
また、大きさや高さの基準どおりに取付ける必要があります。

- 
1. 屋外広告物ってなに？
  2. 許可って必要なの？
  3. 一度許可を受ければそのままでもいいの？
  4. どんな広告物でも設置できるの？
  5. ほかに守らなければいけない法律はあるの？
  6. どこにでも設置していいの？
  7. だれでも許可申請手続きができるの？
  8. 申請のときは、なにが必要なの？
  9. 許可ってお金がかかるの？
  10. 広告物業者を選ぶときに注意することは？
  11. 受付窓口はどこなの？
- 

新潟市都市計画課  
各区役所建設課



花野古町  笹団五郎 

本編では、「マンガ・アニメのまちにいがた」（新潟市）をアピールするサポートキャラクターの花野古町（はなの こまち）と笹団五郎（ささ だんごろう）が屋外広告物について説明していきます。

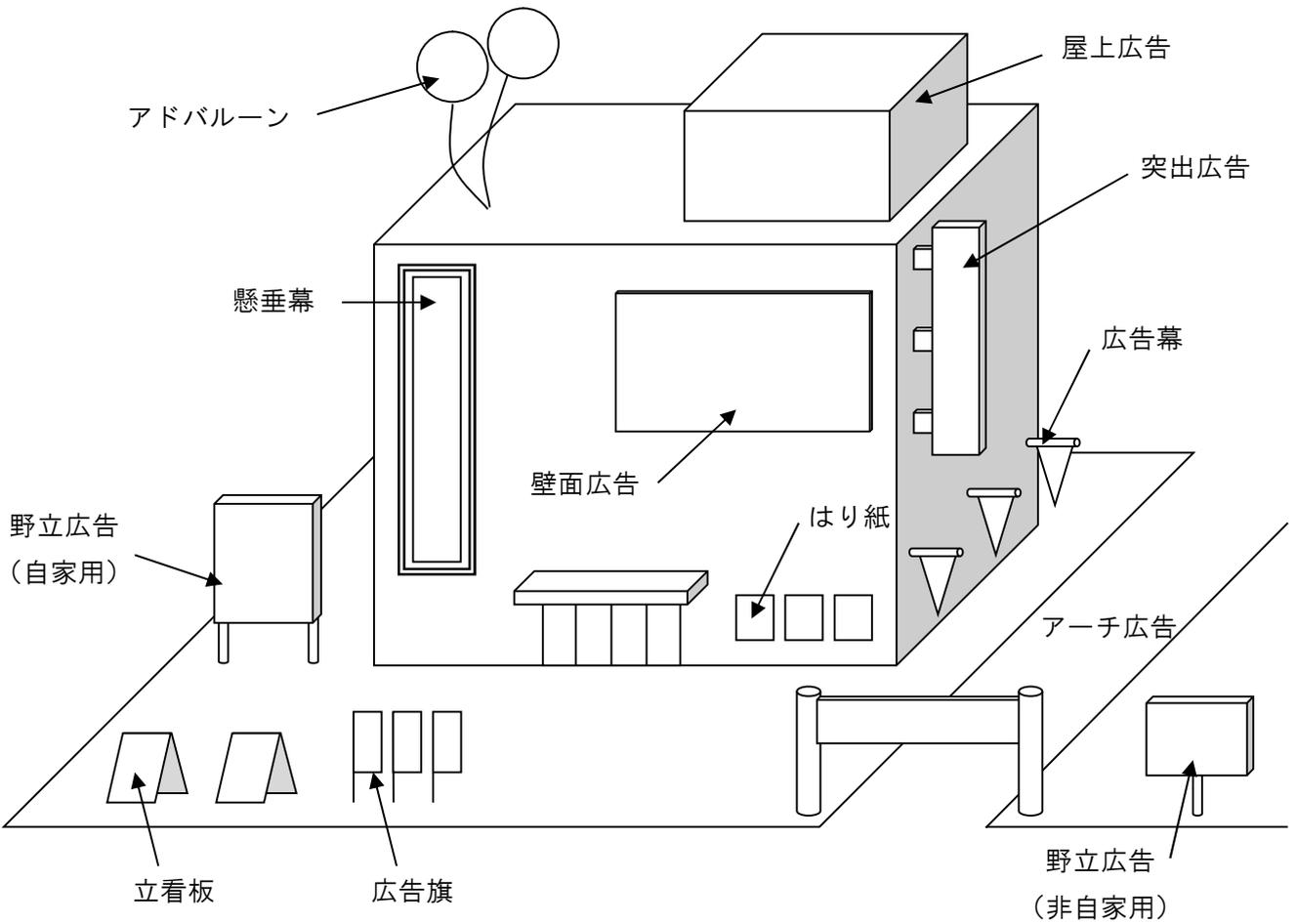


# 1. 「屋外広告物」ってなに？



屋外広告物（おくがいこうこくぶつ）とは

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示又は掲出されるもの」をいいます。



じゃあ・・・  
自分の敷地内にあるものは？  
営利目的でないものは？  
立看板やアドバルーンは？  
はり紙、はり札は？

それらも

**すべて**

屋外広告物です！





## 2. 「許可」って必要なの？



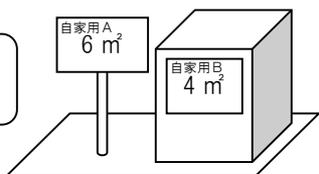
屋外広告物を設置する際は、  
**事前に許可を受ける必要があります。**  
ただし・・・許可を不要とするものもあります。

「**自家用広告物**」については全ての屋外広告物の**合計表示面積が10㎡以下**の場合は、許可を受ける必要はありません。

※ただし、**禁止地域**の場合 1 営業所等につき 3 個以内、表示場所は屋上以外  
**禁止地域以外**の場合 1 営業所等につき 5 個以内  
(法令集 施行規則 (別表第 2 (2) 参照))

【例 1：敷地内の広告面積の合計が10㎡以下となり適用除外になる場合】

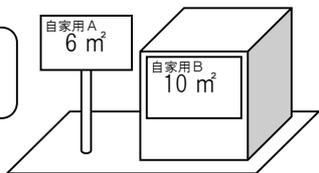
適用除外になる



自家用A + 自家用B ≤ 10㎡  
このような場合は許可はいりません

【例 2：敷地内に2つ以上の自家用広告物がある場合】

適用除外にならない



A+Bの合計表示面積が10㎡を超えているので全て許可を受けなければなりません。  
※Bだけを適用除外にすることはできません。



「**非自家用広告物**」については表示面積にかかわらず**全て許可が必要**です。

※ 条例・規則で規格等が規定されていない屋外広告物については、規則第10条によることとなりますが、計画段階で都市計画課にお問合せください。

### ★ことばの定義

「 <b>自家用広告物</b> 」	自分の店舗や事業所がある敷地内に設置され、自己の名称や営業内容等を表示している広告物のことです。
「 <b>非自家用広告物</b> 」	主に自分の店舗や事業所がない場所（自分が所有する敷地であっても）に設置する広告物のことです。



### 3. 一度「許可」を受ければそのままいいの？

一度許可を受けても、広告物等の変更・改造により、内容に変更が生じたときには「**変更申請**」を、許可期間が満了した後も継続して屋外広告物を表示又は掲出する場合は「**継続申請**」を、再度手続きをする必要があります。



※ 変更申請が必要か否かは、窓口で相談をしてください。  
(軽微な変更の場合は変更申請が不要の場合があります。)



#### 【屋外広告物の種類別許可期間】

はり紙	2ヶ月
はり札等, 広告旗, 立看板等, 広告幕, アドバルーン	3カ月
上記以外のもの(屋上広告物, 壁面広告物, 野立広告物等)	3年

※許可期間内に変更が無い場合は、期間満了ごとに継続申請を行うことになります。

#### ★ことばの定義

「 <b>継続申請</b> 」	許可期間が満了した後も継続して表示又は掲出をしたりする場合に必要な手続き
「 <b>変更申請</b> 」	広告物等の変更・改造により、内容に変更が生じる等の場合に必要な手続き

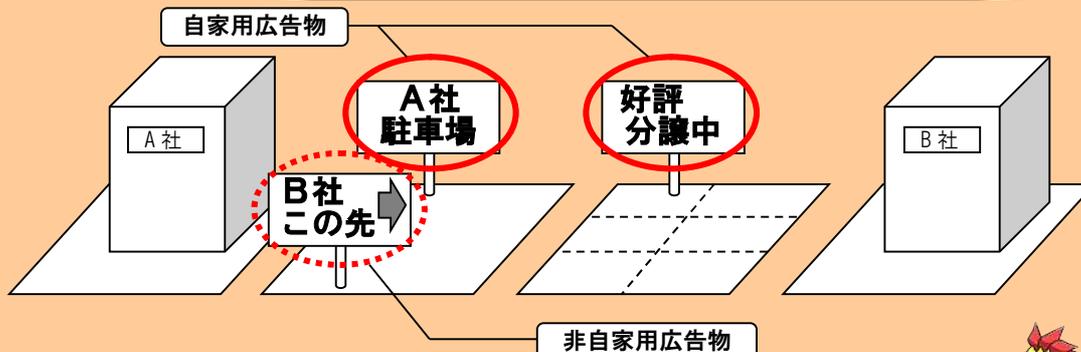
### これは自家用？非自家用？



駐車場や分譲地みたいにその土地に店舗や事務所がない広告物は自家用広告物なの？それとも非自家用広告物なの？



A社の駐車場の土地に「A社駐車場」等と表示したり、分譲地に「好評分譲中」等と表示する場合は、駐車場や分譲地そのものが事業主体であり、車を駐車させたり土地を分譲するといった事業内容を掲出しているため自家用広告物になるよ。



A社の駐車場の土地にB社の場所や営業内容を表示した場合は、事業所等がない土地に設置するので非自家用広告物になるから注意しよう！





## 4. どんな広告物でも設置できるの？

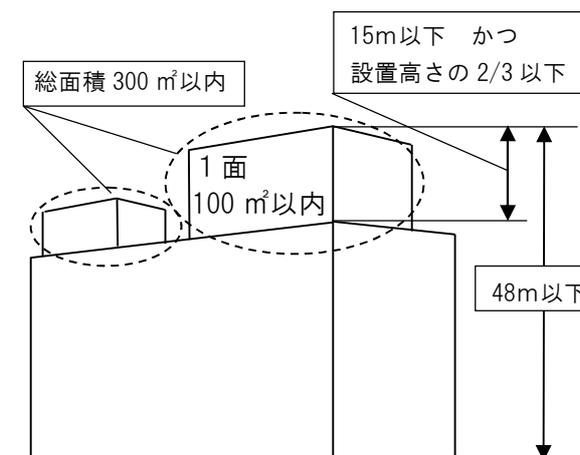


新潟市屋外広告物条例では、設置するための条件として定めた様々な規格基準を守る必要があります。

### 【主な規格基準】（平成21年10月施行）

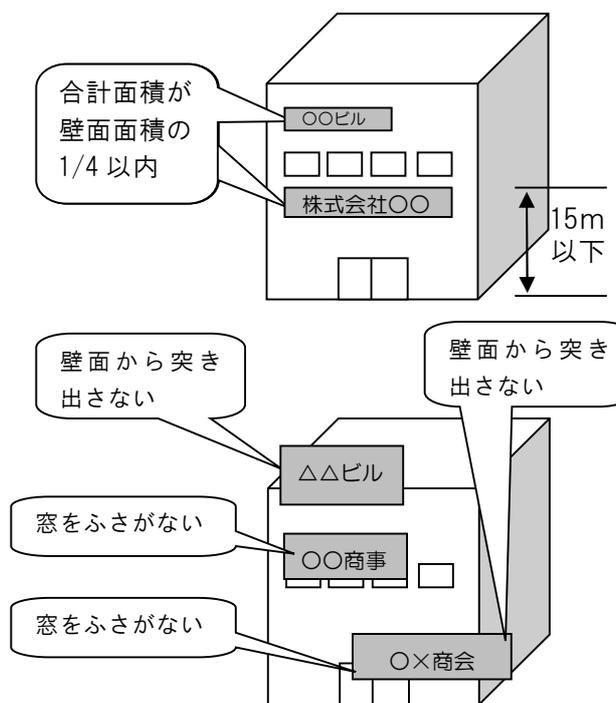
#### ① 屋上広告

- ◆ 1面につき1広告内容（1広告主）であること。
- ◆ 屋上広告自体の高さ15m以下かつ設置する箇所までの高さの3分の2以下。
- ◆ 地上からの高さ48m以下。
- ◆ 表示面積（設置する1建物につき）
  - ・ 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの  
→ 総面積300㎡以内かつ1面100㎡以内
  - ・ 上記以外（木造等）  
→ 30㎡以内



#### ② 壁面広告

- ◆ 表示面積は設置する壁面面積の4分の1以内。
- ◆ 地上からの高さ15m以下。  
※ただし、自家用のビル名称・社章等は除く。
- ◆ 窓又は開口部をふさがないこと。
- ◆ 広告物が建物の壁面から突き出さないこと。



③ 野立広告物—自家用広告物

◆表示面積は30㎡以内。

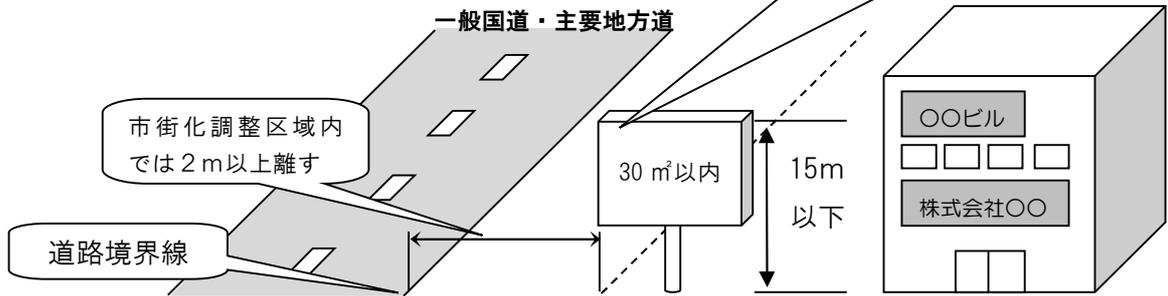
(複数の営業所等が共同で設置する複合広告は60㎡以内かつ1面30㎡以内)

◆地上からの高さ15m以下。

◆市街化調整区域の場合は以下も

※一般国道・主要地方道・鉄道等の沿線に設置する場合は  
道路境界から2m以上離して設置しなければなりません。

複数の営業所等が共同設置する複  
数面表示の広告は、総表示面積  
60㎡以内かつ1面30㎡以内



④ 野立広告物—非自家用広告物

◆表示面積は30㎡以内。

◆地上からの高さ6m以下。

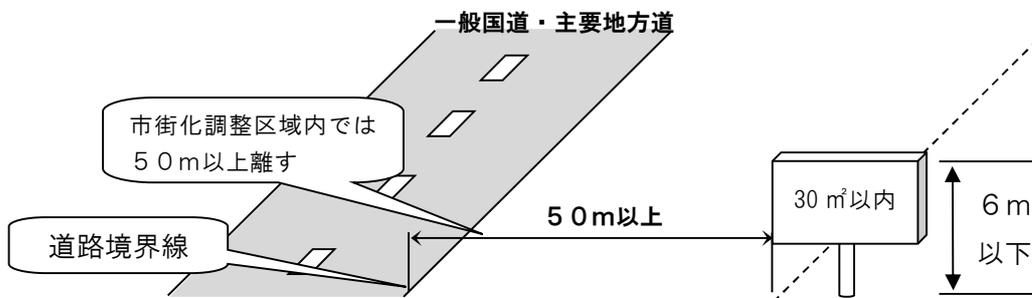
◆市街化調整区域の場合は以下も

※一般国道・主要地方道・鉄道等の沿線に設置する場合は  
道路境界から50m以上離して設置しなければなりません。

※広告物相互間距離を取らなければいけません。

高速自動車道及び新幹線の沿線300mを超え500m以内に設置 : 300m以上

一般国道・主要地方道・鉄道等の両側100メートル以内のもの : 50m以上



※詳細は「新潟市屋外広告物条例のあらまし」を参照してください。



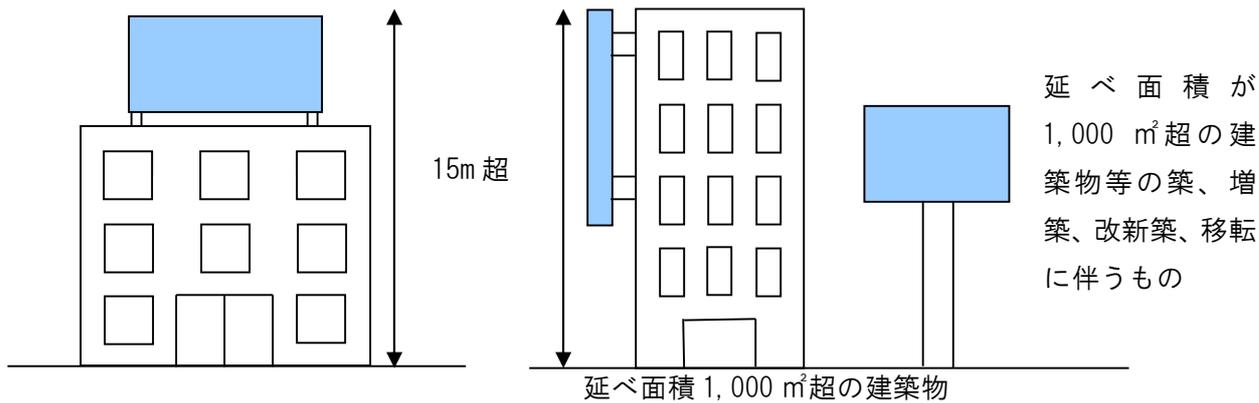
5. ほかに守らなければいけない法律はあるの？



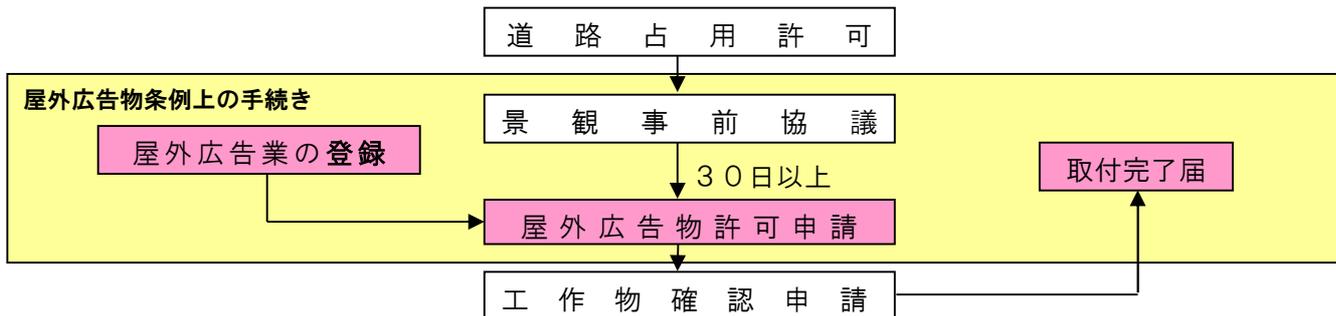
屋外広告物を設置する場合、屋外広告物条例以外でも規制がかかることもあります。それぞれの手続きには一定の期間が必要なため、早めの確認を行ってください。

【主な関係法令】

名称	基準（広告物関連）	窓口（新潟市分）
工作物確認申請 （建築基準法）	・ 高さが4 mを超えるもの （支柱部分を含む）	新潟市役所建築確認申請窓口 建築確認申請受付機関
道路占用許可申請 （道路法）	・ 公道に突出するもの （上空占用も含む）	国道：国土交通省 新潟国道事務所 （国道 7, 8, 49, 116 号） 国道・県道・市道： 各区役所担当課
景観事前協議 （新潟市屋外広告物条例） （平成 19 年 4 月に新潟市都市景観条例から移行）	・ 地上高さが 15m を超えるもの ・ 高さが 15m を超え又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物等の新築、増築、改築、移転にともなうもの ・ 高さが 15m を超え又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるものに伴うもの	新潟市 都市政策部 都市計画課  ← 1ヶ月を超える期間 継続して掲出するものに限る。



【手続き順序（主な関係法令すべてに該当する場合）】





## 6. どこにでも設置していいの？



広告物を設置できない「場所（地域）」である**禁止地域**と  
 広告物を設置できない「物件」である**禁止物件**という取り決めがあります。

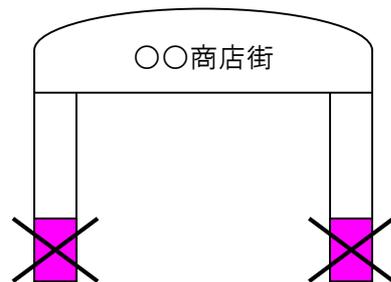
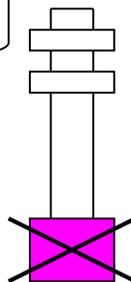
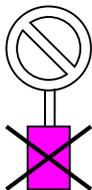
### 【禁止地域】（設置が許される場合があります。ご相談ください。）

第一種及び第二種の低層住居専用地域・風致地区	→ 【指定】	白山風致地区・新潟海浜風致地区 第一秋葉風致地区・第二秋葉風致地区
文化財保護法により指定された地域など	→ 【指定】	旧新潟税関・新潟県議会旧議事堂など
新潟県文化財保護条例により指定された地域など	→ 【指定】	的場遺跡・緒立遺跡など
道路・鉄道及びそれらに接続する地域	→ 【指定】	市街化調整区域の高速道路や新幹線の敷地及び敷地境界線から両側300m以内の区域
新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例で指定された保存樹など	→ 【指定】	指定された保存樹林のある区域
都市公園法に規定する都市公園など	→ 【指定】	新潟市都市公園条例第2条により告示された公園
自然公園法の指定により指定された国立公園や国定公園など	→ 【指定】	佐渡弥彦米山国定公園
駅前広場及びその周囲	→ 【指定】	新潟駅前広場及びその周囲（告示により定められた範囲）

### 【禁止物件】（設置が許される場合があります。ご相談ください。）

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| ①橋・トンネル・高架構造物・分離帯・交通島及び植樹帯  | ⑤電柱・街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの（指定路線有り） |
| ②よう壁の類  | ⑥消火栓・火災報知機及び火の見やぐら                |
| ③街路樹・路傍樹及び新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例第7条第1項の規定により指定された保存樹（指定保存樹有り）              | ⑦郵便ポスト・電話ボックス及び路上変圧器              |
| ④信号機・道路標識・道路上の柵・駒止め・里程標・道路元標・カーブミラー・路上信号制御機・道路情報管理施設・パーキングメーター及びこれらに類するもの | ⑧送電塔・送受信塔及び照明塔                    |
|   | ⑨煙突及びガスタンク・水道タンクその他タンクの類          |
|   | ⑩銅像・神仏像及び記念碑の類                    |
|   | ⑪景観重要建造物、景観重要樹木                   |

はり紙・はり札等・広告旗・立看板等は電柱の類やアーケードの支柱などへの設置はできません。





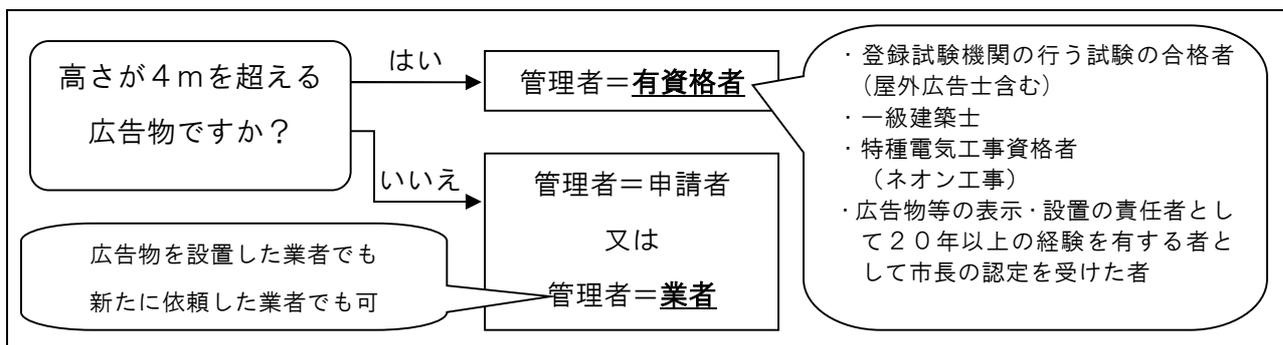
## 7. だれでも「許可申請手続き」ができるの？



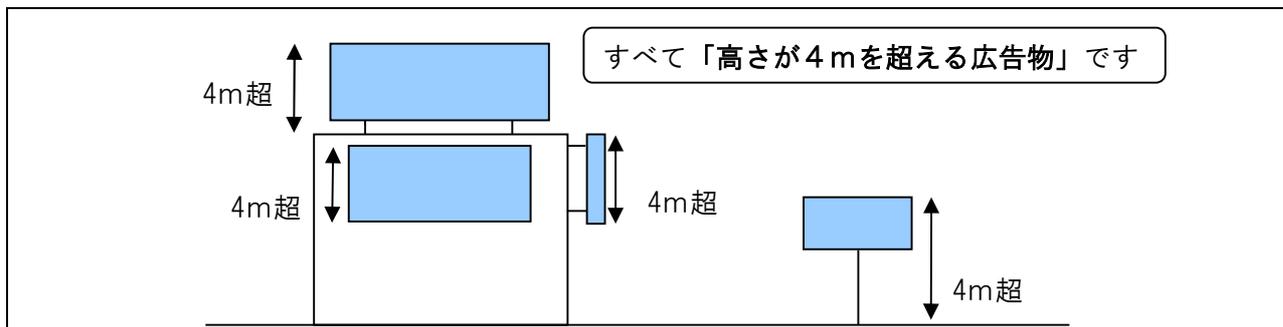
広告主であればどなたでも「申請者」となることができますが、「管理者」を置かなければなりません。

※「管理者」とは広告物を常に良好な状態に管理していただくための責任者です。広告物の高さが4mを超えなければどなたでも管理者になれますが4mを超えると有資格者しか管理者になれません。

### 【「高さが4mを超える広告物」の管理者】



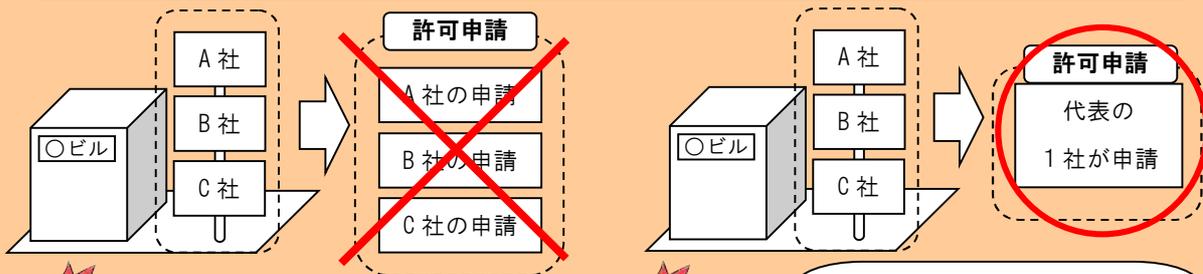
### 【「高さが4mを超える広告物」の定義】



### 複数の営業所が設置する広告はだれが申請者？



複数の営業所等が共同で設置する複数面表示の野立広告物の場合は、それぞれの表示者が申請するのではなく、当該広告物の法的責任を負う代表者一人が申請することになります。



各表示者のそれぞれが申請するのではなく…



法的責任を負う代表の1者が申請してください！（A社でもB社でもC社でもかまいません）



## 8. 申請のときは、なにが必要なの？



新規申請する場合と、継続申請する場合に必要な書類が違いますので下記を参考に書類をそろえて申請してください。

※継続申請は許可終了日までに申請し、受理されなければ許可することができませんのでご注意ください。（許可終了日の1か月前までに申請してください）

### ●新規申請 に必要な書類（全て2部ずつ（正・副）ご提出ください。）

<input type="checkbox"/>	①屋外広告物許可申請書	・指定様式：法令集 別記様式第1号 ※正副2部提出（令和3年4月1日より押印廃止）
<input type="checkbox"/>	②設置場所とその周辺の地図	・住宅地図等に設置場所を朱記したもの
<input type="checkbox"/>	③平面図	・敷地や建物への設置状況がわかるもの ・広告物がどのように配置されているのか状況のわかるもの
<input type="checkbox"/>	④立面図	・広告物の寸法が入り、表示面積や高さ等が規格基準に適合していることがわかるもの ・屋上広告は設置するまでの建物の高さや広告物の高さがわかるもの ・壁面広告は壁面面積と各広告物の面積がわかるもの ・野立広告は掲出する盤面の面積や地盤面からの高さがわかるもの
<input type="checkbox"/>	⑤構造図（断面図等）	・広告物等の構造がわかるもの（構造計算書は不要）
<input type="checkbox"/>	⑥意匠図	・広告物の表示内容（使用色彩、配色など）がわかるもの ※⑦の写真で代用可能
<input type="checkbox"/>	⑦現況カラー写真	・設置前の周辺の状況写真（設置場所の様子ที่わかるもの）
<input type="checkbox"/>	⑧許可証等の郵送用封筒 ※許可証を郵送希望の場合	・副本の重量分の切手を貼付した封筒

### ●継続申請 or 既存新規申請 に必要な書類（全て2部ずつ（正・副）ご提出ください。）

<input type="checkbox"/>	①屋外広告物許可申請書	・指定様式：法令集 別記様式第1号
<input type="checkbox"/>	②屋外広告物安全点検報告書	・指定様式：法令集 別記様式第2号
<input type="checkbox"/>	③設置場所とその周辺の地図	・住宅地図等に設置場所を朱記したもの
<input type="checkbox"/>	④平面図	・敷地や建物への設置状況がわかるもの ・広告物がどのように配置されているのか状況のわかるもの
<input type="checkbox"/>	⑤立面図	・広告物の寸法が入り、表示面積や高さ等が規格基準に適合していることがわかるもの ・屋上広告は設置するまでの建物の高さや広告物の高さがわかるもの ・壁面広告は壁面面積と各広告物の面積がわかるもの ・野立広告は掲出する盤面の面積や地盤面からの高さがわかるもの
<input type="checkbox"/>	⑥構造図（断面図等）	・広告物等の構造がわかるもの（構造計算書は不要）
<input type="checkbox"/>	⑦意匠図	・広告物の表示内容（使用色彩、配色など）がわかるもの ※⑦の写真で代用可能
<input type="checkbox"/>	⑧現況カラー写真	・周辺の状況写真（設置場所の <b>現在の</b> 様子がわかるもの）
<input type="checkbox"/>	⑨許可証等の郵送用封筒 ※許可証を郵送希望の場合	・副本の重量分の切手を貼付した封筒

※自家用と非自家用の広告物がある場合は、それぞれ分けて申請して下さい。

# 新潟市

●以下のA～Dに該当するときは、それぞれの必要書類を追加すること

A. 広告物自体の高さが4mを超えるとときに追加で必要な書類	
<input type="checkbox"/> 工作物確認通知書の写し 【建築基準法】	<p>●新規申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請当該広告物に関する工作物の確認申請で交付された書類（以下、確認済証という）の写しを後日提出（確認番号の報告でも可）</li> </ul> <p>○継続申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物を設置したときの確認済証の写しを申請書に添付（確認番号の記載でも可）</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 管理者の資格証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下にあるいずれかの資格証の写し</li> <li>a) 登録試験機関が行う試験に合格した者（屋外広告士を含む）</li> <li>b) 1級建築士</li> <li>c) 特種電気工事資格者認定証（材工事に係るものに限る）の交付を受けている者</li> <li>d) 屋外広告業を営む者の営業所における広告物等の表示又は設置の責任者として20年以上の経験を有する者として市長が認定した者</li> </ul>
B. 広告物を自分の敷地でない場所に設置する（非自家用広告物）ときに追加で必要な書類	
<input type="checkbox"/> 広告物を設置する土地又は建物の所有者の <u>承諾書又は契約書等の写し</u>	
C. 広告物が道路上に突出しているときに追加で必要な書類	
<input type="checkbox"/> 道路占用許可証の写し 【道路法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区役所建設課に申請し、交付された書類の写し</li> </ul>
D. 景観事前協議が必要な広告物のときに追加で必要な書類	
<input type="checkbox"/> 景観事前協議終了を示す書類の写し 【新潟市屋外広告物条例】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月を超える期間継続して掲出するものに限る</li> <li>・許可申請の30日以上前に「景観事前協議」の届出をし、協議終了を示す書類の写し（都市計画課にて発行）</li> </ul> <p>※以下の①～③のいずれかに該当する広告物については景観事前協議が必要（条例規則第8条に規定する軽微な変更を行う広告物で許可不要であっても下記のいずれかに該当する場合は協議が必要となる）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地上からの高さが15mを超えるもの（ドバルーン広告も含む）</li> <li>②高さが15mを超え又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物等の<b>新築、増築、改築、移転に伴うもの</b></li> <li>③高さが15mを超え又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、<b>当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるものに伴うもの</b></li> </ol>



## 9. 許可ってお金がかかるの？



**申請手数料**が必要です。広告物1基ごとに算出します。

申請後に「納入通知書」を郵送しますので、指定期日までに金融機関で納入してください。以下に手数料表を示します。

### 屋外広告物許可申請手数料表

区分	単位	金額	許可期間 (最長)
野立て広告板 野立て広告塔 屋上広告 壁面広告 突出広告(袖看板) 懸垂幕 アーチ広告 つり下げ広告	広告の表示面積が5㎡までごとに	1,400円	3年
はり紙	100枚までごとに	400円	2ヶ月
はり札等	100枚までごとに	400円	3ヶ月
立看板等	1個	400円	
広告幕 広告旗	1個	400円	
アドバルーン	1個	1,400円	
電柱類広告	1個	400円	3年



10. 広告物業者を選ぶときに注意することは？



新潟市内で屋外広告物を設置するときを選ぶ業者は、**新潟市に登録してある業者でなければ屋外広告物を設置できません。そのため、必ず新潟市に登録してある業者を選んで設置してください。登録業者は新潟市のホームページで確認できます。**

※新潟市に登録してある業者は、営業所ごとに業務主任者を選任し、登録業者であることを示す標識を掲げていますので、必ず確認してください！



11. 「受付窓口」はどこなの？



許可申請や屋外広告物の事前相談をする際の窓口は**各区役所の建設課**です。

※都市計画課は許可受付窓口ではなく、屋外広告条例に基づく景観事前協議をする際の窓口です。

● 許可申請受付・事前相談

No.	区名	許可窓口	住所	電話（直通）
1	北区	建設課	〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号	025-387-1435
2	東区	建設課	〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1	025-250-2630
3	中央区	建設課	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6-866	025-223-7410
4	江南区	建設課	〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5	025-382-4738
5	秋葉区	建設課	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009	0250-25-5691
6	南区	建設課	〒950-1292 新潟市南区白根1235	025-372-6490
7	西区	建設課	〒950-2097 新潟市西区寺尾東3-14-41	025-264-7670
8	西蒲区	建設課	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8570

● 景観事前協議

地区	景観事前協議窓口	住所	電話（直通）
新潟市全域	都市計画課	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町 1010番地 古町ルフル5階	025-226-2825

# 新潟市

新潟市

